

中央集権型行政から地方分権型行政への転換

なぜ今地方分権なの？

地方分権とは、できるだけ多くの権力を地方に分散することをいいます。

明治以来一三〇年続いた中央集権型行政システムは、国民生活の水準の向上、価値観の多様化などを背景に社会・経済の成熟化と生活・環境・文化などの質的高度化を達成するために、集権的、画一的であり、大きな障害となっていたことが広く認識されています。

そして、これまでの政治・行政制度の疲労が指摘され、社会・経済にかかわる政府規制の緩和・縮小が要請されるとともに、地方自治の強化と省庁間の再構築を目的とする地方分権の推進がクローズアップされ、政治改革、行政改革、財政構造改革、経済構造改革などと並んで地方分権改革が進められることになりました。

これからの行政は、一極集中型ではなく地方に権限が与えられることにより、地域が独自の考え方で責任をもって推進していかなければなりません。もちろんそこには、市民の皆さんの参加も必要不可欠となります。

二十一世紀に向け、力強い都留市を市民総参加のもとで作りあげていきましょう。

地方分権推進計画の策定から七カ月余りが経ち、国や市町村では行政改革などと絡めて、着々と地方分権の準備を進めているところですが、地方分権とはどんな制度なのか簡単にまとめてみました。

機関委任事務制度を廃止し、新たなものに再編成

機関委任事務制度を廃止して、自治事務と法定受託事務という新しいものに再編成するのが今回の大きな改正点です。

機関委任事務制度とは？

地方公共団体の長である都道府県知事、市町村長を国の機関とみなし、国の仕事を委任するという仕組みです。従って、行政の執行は都道府県、市町村が行いますが、それについては国が包括的な指揮監督権を持っていて、国の機関として使うというやり方ですから、いわば中央集権型行政システムの中核を成している仕組みです。

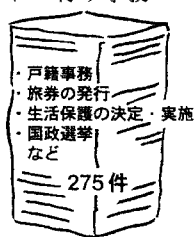
自治事務と法定受託事務にはどんなものがあるの？
自治事務は、都市計画区域の指定や農業振興地域の指定、飲食店営業の許可など地方公共団体が自分の判断で責任をもって行う事務のことです。法定受託事務は、戸籍事務や旅券の発行、生活保護の決定・実施、国政選挙など、国が行うべき事務を法律や政令に基づいて地方公共団体が委託されて行う事務のことをいいます。

地方公共団体が自分の判断で責任をもって行う事務



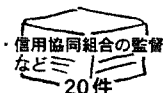
自治事務

国が行うべきだが法律や政令に基づいて地方公共団体が委託されて行う事務



法定受託事務

国が直接行う事務



国の直接執行事務

廃止する事務



事務自体の廃止

権限の委譲

国から地方（県および市）へ権限が委譲されるものは、全体で六十四項目ほどになります。

具体的には、土地利用の計画や道路、公園といった公共施設の整備を基本とするまちづくり、農地転用や保安林の解除などです。

このような、住民に身近な行政は、地方公共団体が処理することで迅速に事務が進み、地方公共団体の自主性や主体性が高まり、行政能力的にも力のある市町村が増えてきます。

財源確保

地方の自主性、自立性を高めるためには、一つは、国庫補助負担金の整理・合理化を進めなければいけませんし、もう一つは、地方財源の確保が大きな課題です。

租税に占める地方税の割合は、三分の一で、国が三分の二となっています。国と地方公共団体との役割分担を踏まえながら、中長期的に国と地方の税源配分についても検討して、地方税の充実確保を図るという考え方が示されています。

この外、地方分権推進計画の中には、必置規制（組織や資格者を置く制度）の見直しや地方事務官制度の廃止などがありますが、地方自治体にとっては受け皿体制の整備が重要となります。

来月号では、地方分権と地域のかかわりについて掲載します。